

令和7・8年度

鹿部町競争入札参加資格者名簿

北海道鹿部町

< 説明 >

- 1 本名簿は、建設工事、設計等又は物品に係る資格を有する者の名簿です。
- 2 建設工事に係る資格は、一般土木工事や建築工事など29種類、設計等に係る資格は、建築設計や測量など7種類です。
- 3 建設工事の格付けにあたっては、客観的要素（経営事項審査による評点）と主観的審査事項（工事施行成績による評定）を合わせた合計評定数値に応じて、下記の8工種について格付けを行っています。

建設工事

格付工種							
土木一式 工 事	舗装工事	鋼構造物 工 事	建築一式 工 事	電気工事	管工事	造園工事	水道施設 工 事

※各付等級は基本的にA～Dの4等級としています。

【格付等級について】

格付等級は、鹿部町が独自に定めたものであり、その評価は相対的なものです。
したがって、資格者の施工能力等を一般的に表す指標ではありません。

- 4 名簿には、登録番号、商号及び所在地のほか、建設工事のうち格付けする8工種については、格付け等級を記載しています。
- 5 名簿の掲載順
建設工事のうち格付する8工種については、格付等級ごとに受付番号順に掲載します。
格付工種以外は、受付番号順に掲載します。

6 建設工事の資格基準

等級 工種別	A	B	C	D
土木一式工事	900点以上	900点未満 700点以上	700点未満 500点以上	500点未満
舗装工事	900点以上	900点未満		
鋼構造物工事	900点以上	900点未満		
建築一式工事	900点以上	900点未満 700点以上	700点未満 500点以上	500点未満
電気工事	800点以上	800点未満 650点以上	650点未満 500点以上	500点未満
管工事	800点以上	800点未満 650点以上	650点未満 500点以上	500点未満
造園工事	900点以上	900点未満 700点以上	700点未満 500点以上	500点未満
水道施設工事	900点以上	900点未満 700点以上	700点未満 500点以上	500点未満

7 建設工事の予定価格に応ずる等級区分

等級 工種別	A	A~B	B~C	C~D
土木一式工事	10,000万円以上	10,000万円未満 3,500万円以上	3,500万円未満 500万円以上	500万円未満
ほ装工事	6,000万円以上	6,000万円未満		
鋼構造物工事	5,000万円以上	5,000万円未満		
建築一式工事	10,000万円以上	10,000万円未満 4,000万円以上	4,000万円未満 1,500万円以上	1,500万円未満
電気工事	2,000万円以上	2,000万円未満 1,000万円以上	1,000万円未満 500万円以上	500万円未満
管工事	2,500万円以上	2,500万円未満 1,000万円以上	1,000万円未満 500万円以上	500万円未満
造園工事	10,000万円以上	10,000万円未満 3,500万円以上	3,500万円未満 500万円以上	500万円未満
水道施設工事	10,000万円以上	10,000万円未満 3,500万円以上	3,500万円未満 500万円以上	500万円未満

8 資格の種類

【建設工事】

	格付区分	資格の種類	建設工事の内容
1	有	土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事 (補修、改造又は解体する工事を含む。)
2	有	建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事 (補修、改造又は解体する工事を含む。)
3	有	電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事
4	有	管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事
5	有	鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事
6	有	舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事
7	有	造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事
8	有	水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事
9	なし	大工工事	木材の加工又は取り付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取り付ける工事
10	なし	左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又は貼り付ける工事
11	なし	とび・土工・コンクリート工事	ア 足場の組み立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組み立てを行う工事 イ くい打ち、くい抜き及び場所打ちぐいを行う工事 ウ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 エ コンクリートにより工作物を築造する工事 オ その他基礎的ないしは準備的工事
12	なし	石工事	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取り付ける工事
13	なし	屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事
14	なし	タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取り付け、又ははり付ける工事
15	なし	鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組み立てる工事
16	なし	しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事
17	なし	板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取り付け、又は工作物に金属製等の附属物を取り付ける工事

18	なし	ガラス工事	工作物にガラスを加工して取り付ける工事
19	なし	塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹き付け、塗り付け、又は貼り付ける工事
20	なし	防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事
21	なし	内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事
22	なし	機械器具設置工事	機械器具の組み立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取り付ける工事
23	なし	熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事
24	なし	電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事
25	なし	さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事
26	なし	建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取り付ける工事
27	なし	消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取り付ける工事
28	なし	清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事
29	なし	解体工事	工作物の解体を行う工事

【設計等】

	資格の種類	資格に必要な登録	主 な 業 務 の 内 容
1	建築設計	1級建築士事務所 2級建築士事務所 ※建築設備設計のみの場合を除く。	建築物の設計をいい、建築設備のみの設計を含みます。
2	土木設計		土木施設物の設計をいいます。
3	測量	測量業者	一般測量のほか、航空測量も含みます。
4	地質調査		地質又は土質の調査をいい、計測も含みます。
5	道路清掃		機械器具等を使用した側溝、路面の清掃をいいます。
6	技術資料作成		建築設計、土木設計、測量及び地質調査等の上記に掲げる資格以外の建設工事に関連するコンサルタント業務等で、コンピュータを用いた高度な技術資料を作成する業務、申請書作成業務、台帳補正、竣工平面図作成業務、各種補償コンサルタント業務、建設工事に関連する環境調査等をいいます。

【物品の購入等】

大分類		中分類		営業の内容
1	産業用機械器具類	01	土木建設機械器具	特殊車両含む。
		02	農業用機械器具	特殊車両含む。
		03	漁業用機器及び資材	20 t 未満の船舶、船舶用品
		04	設備用機器及び資材	空調設備等
		05	電気・通信機器及び資材	電気機器、電子計算機、電気製品、照明器具、通信機器、電線等
		06	工作機械器具	
		07	印刷機器及び資材	事務用を除く。
		08	建材類	畳、建具、表具、塗料、ブロック類、ヒューム管、ワイヤー等
		09	原材料類	木材、鉄鋼材、セメント、ガラス類、砂、凍結防止剤、コンクリート管等(採石業、砂利採取業者登録)
		10	農林業用種苗薬品資材類	庭石、黒土、芝、種苗、飼料等(肥料、農薬届出、動物医療薬品許可、毒劇物登録、覚せい剤指定)
		11	工業薬品・火薬類	高圧ガス類(毒劇物登録)、(火薬類販売許可)
		12	機械修理	
		13	その他産業用機械機具類	組立ハウス、燃焼炉、コンテナ等
2	医療機器類	20	医療器具	(高度管理医療機器等販売許可、管理医療機器販売業届)
		21	医療用品類	(高度管理医療機器等販売許可、管理医療機器販売業届)
		22	医薬品	(医療品許可、麻薬免許、毒劇物登録、覚せい剤指定)
		23	その他一般薬品資材類	医療用ベッド、車椅子、放射線防護用品等の許可・届出等を要しないもの
3	教育研究用機器類	30	教材用各種用品	視聴覚機器、楽器、模型、標本等
		31	理化学機器及び資材	光学機器、実験機器、分析機器等
		32	計測機器類	計量用計器、気象用計器、音響測定器等(特定計量器販売事業届)
		33	図書及び定期刊行物	書籍、雑誌、追録、地図類の販売を含む。
		34	運動具	体育機器、スポーツ用品、レジャー用品等
		35	動物	モルモット、鳥、魚、虫類等(家畜商免許)
		36	その他教育研究用機器類	美術工芸品、囲碁将棋、CD、額縁等
4	事務用機器類	40	事務用機器	事務用機器、OA 機器(パソコン等)、複写機、トナーカートリッジ、シュレッツ

				ター等
		41	家具、調度品	木製・鋼製家具、黒板、じゅうたん、カーテン等
		42	文具・用紙類	文具、既製印、和・洋紙、加工紙等
		43	印章	作成印等
		44	写真類	カメラ、写真用品、DPE 等
		45	複写機	青写真等
		46	製本	
5	車両、車両用品類	50	自動車	バス、バイクを含む、フォークリフト等を除く。
		51	自動車・その他車類	
		52	車両用品	車両部品を含む。
		53	車両修理	(工場認証・認定・指定)
6	油脂燃料類	60	車両燃料	船舶用含む(石油製品届出、揮発油登録)。
		61	暖房燃料	LP ガスを含む(石油製品届出、液化石油ガス登録)。
		62	その他油脂類	染料を含む。
7	被服、繊維、皮革類	70	被服類	軍手、ゴム製品を含む。
		71	寝具類	
		72	靴鞆類	
		73	その他一般繊維皮革類	洋品、服地、ウエス、テント、シート、ロープ、マット等
8	その他	80	保安消防器材	標識類、交通安全施設、避難設備、消防用品、防災用品、消火剤、災害用食糧等
		81	記章・プレート・旗類・広告用品	トロフィー、盾、のぼり、どんちょう、幕布、腕章等
		82	看板類	パネル、けんすい幕等
		83	時計・貴金属類	
		84	食料品等	茶類を含む(食品行商(販売業)登録、食品衛生営業許可、米穀出荷・販売事業開始届)。
		85	金物、陶磁器類	厨具、暖房器具、ガラス製品、大工道具を含む
		86	日用雑貨	ワックス類、洗剤類、袋類、食器、トイレットペーパー、ダンボール等
		87	洗たく	
		88	その他の物品	電話消毒器、ビニール加工製品等、その他左記中分類項目に該当がないもの
		89	業務委託等、役務の提供	運送(一般・貨物)、空気環境測定、昆虫駆除、水質検査、警備、ボイラー運転、消防設備保守点検、コンピュータ計算、複写機保守サービス、ガスくん蒸、建物清掃、貯水槽清掃、し尿浄化槽清掃、し尿浄化槽保守点検、一般廃棄物運搬、産

				業廃棄物運搬、設備保守、草刈り、除雪等、造林、その他（ ）
9	百貨店	90	百貨(デパート・総合商社)	
10	印刷物の製造	100	平板印刷	一般の印刷
		101	フォーム印刷	連続帳簿、OCR、OMR等
		102	地図印刷	
		103	その他の印刷	凸版印刷、凹版印刷、スクリーン印刷、カード印刷、ラベル印刷、オンデマンド印刷等

【物品の賃貸借】

大分類		中分類		営業の内容
20	物品の賃貸借	200	複写機	
		205	電子計算機	パソコン及び周辺機器を含む。
		250	自動車	(自家用自動車有償貸渡許可)
		260	その他リース	

【物品の買入れ（不用物品引取り）】

大分類		中分類		営業の内容
30	物品の買入れ	300	鉄屑	古物営業法による許可（公安委員会）
		301	紙屑	古物営業法による許可（公安委員会）
		302	非鉄屑	古物営業法による許可（公安委員会）
		303	その他	古物営業法による許可（公安委員会）